

(図表1) 公表されているGTPの内容

項目	記述内容
1 基本方針	
背景と目的	(適宜、文章で説明のある企業もある)
税法の遵守	適用される税法を常に遵守。国際機関等が公表している基準(OECD、EU、UNガイドライン)等にも準拠し事業活動を行う。
税務リスクの極小化	株主価値最大化のため、各国における税制・税務行政の変更に対応し、税務リスク極小化を目指す。
連結フリー・キャッシュ・フローの最大化	経営目標の達成のため、税金および税務関連費用の最小化の方策、スキームを経営にアドバイスを行う。税引き後利益の最大化、ROE、EPS、フリー・キャッシュ・フロー、ひいては株主価値の最大化を目指す。
事業活動の一環(ストラクチャーとプランニング)	事業モデルの検討は、税金の考慮が事業価値の点で必要。一方、税金の検討はビジネス活動から生じるため、税金の検討は事業プロセスそのもの。すべての取引は事業目的を有し、税務上の目的のためだけに行なはならない。
株主に対する説明責任	遵守すべき税法は事業を行う世界各国の法令。判断を誤った場合、巨額の罰金を課せられる可能性がある。経営判断の誤りを問う株主代表訴訟が増えており、本ポリシーに則ることで未然に防止する。初動対応の誤りは損害を拡大させ会社の信用が失墜しかねない。対応方針をあらかじめ定め対応。
2 組織体制	
税務責任と体制	責任は、最高財務責任者(CFO)が負う。実務運営は、CFOの委託を受け、グループ税務責任者が統括し、毎年度の実施状況は監査委員会が確認する。そのため基準を満たす内部統制を確保し、税務文書の作成管理を適切に実施する。日常業務の誤りから生じる税務リスクについても、確実な税務についての内部統制とリスク管理体制をもって減少に努める。
3 税務原則	
税法の遵守／コンプライアンス	各国において定められた税金を、定められた期日に払うことを義務とする。
透明性の確保	税金に対する考え方を示す。税金に関するポリシーについてもわかりやすい説明を心がける。現地税務当局に対して透明性を確保。
税務当局との関係	各税務行政・徴収手続等に従う。税務当局とは健全かつ正常な関係を保ち、不当な利益の提供は行わない。
組織形態	国内法、国際法の精神に則り、事業目的や実態の伴わない組織形態により税金を回避することは行わない。
移転価格	国外関連者取引に関しては独立企業間価格を考慮。各国間および各子会社間の機能、リスク、資産の分析に基づき、貢献に応じた適切な利益配分を行う。事前確認制度(APA)の利用が適切な場合には、該当地域の税務当局と交渉を行う。
二重課税の排除	同一の経済的利益に対して複数の国で課税される二重課税を排除するため、事業を展開する国同士の租税条約を適用。
タックスヘイブンへの取組み	租税回避を目的としてタックスヘイブンを活用することは行わない。
事業実態(優遇税制)	すべての取引には事業目的と事業実態が備わっている必要がある。税恩典の適用に際し、両者が伴わない場合は行わない。
不確定な税務ポジションと税務解釈	課税関係や税務ポジションが不明確な案件では、案件ごとにリスク評価を実施し適切に処理。法令遵守を通じた適正な納税を徹底、株主価値の維持を目指すとともに、低い税務リスクを志向。課税関係や税務ポジションが不明確な案件は、税理士法人等にアドバイスを求め、または各国・地域の税務当局との事前相談等を行い、不確実性の低減に努め処理する。
全社員の共有	税務コンプライアンスに対する取組みとして、法令や社会的規範および社内規則を遵守するという従業員に対する教育と啓蒙を通じ、コンプライアンスの維持・向上に努める。
主要地域別税額と比率	(図表を用い表示)

(注) 表は、2018年3月27日現在、ホームページ上で公表している14社の内容を、筆者が適宜、分類・簡記したものである。

(参考企業) アサヒグループホールディングス株、味の素株、NTT株、キヤノン株、株資生堂、株三菱ケミカルホールディングス、株ニトリホールディングス、TDK株、第一三共株、住友商事株、日本板硝子株、株セブン＆アイ・ホールディングス、コニカミノルタ株、KDDI株

設例】満期償還金額による土地の取得の会計処理

# 税務ガバナンスに取り組む企業の証明へ グローバルタックスポリシーの事例分析と今後の動向

企業の税務方針を明文化した「グローバルタックスポリシー」を公表する企業が増加しているという。公表内容には、タックスヘイブン、移転価格、企業価値、連結キャッシュ・フローの最大化などの言葉もみられる。いったい企業は、具体的にどのような内容を公表しているのか。公表の目的や背景ははたして何か。わが国で制度化される可能性はあるのかを、海外の公表の動向や日本の税務当局の対応などとあわせて検討してみた。

信成国際税理士法人  
税理士  
**井藤 正俊**

## はじめに

2018年3月1日付け日本経済新聞に、「租税回避の批判に備え、税の透明性を明文化 三菱ケミHD・資生堂など20社」と題した記事が掲載された。税に関する基本方針や税務戦略、いわゆるグローバルタックスポリシー(以下、「GTP」という)を公表する企業が増えているというのだ。

本稿では、GTPについて、①企業はどのような内容を公表しているのか、②公表の背景と効果、③海外の動向、④日本の税務当局の対応、⑤公表義務化の可能性を探つてみた。

なお、GTPという用語については決められた定義がないため、本稿では、企業の税に対する基本方針や取組姿勢を示したものと捉え、用いている。

本稿では、GTPについて、①企業はどのような内容を公表しているのか、②公表の背景と効果、③海外の動向、④日本の税務当局の対応、⑤公表義務化の可能性を探つてみた。

なお、GTPという用語については決められた定義がないため、本稿では、企業の税に対する基本方針や取組姿勢を示したものと捉え、用いている。

## 公表の内容

インターネットの検索サイトで、「グローバルタックスポリシー」と検索してみたところ、新聞記事でも報じられた企業などがヒットした。中身を見ると、見出しのあとに数行の文章のあるもの、長い文章が続くものなど企業によってさまざまだ。たとえば、企業価値を高め社会や株主の利益に資する。

企業が、企業目標や理念を果たすうえで、事業活動を行う各国の税法や国際的なルールなどを遵守することとは、企業価値を高め社会や株主の利益に資する。

### (2) 公表内容に関する検討

① 組織体制の記述

各社の中身を見て感じることは、組織体制を、必ずしもすべての企業が示してはいないことだ。無論、G

TPを策定し公表しているだけで評価されてよい。それを承知のうえで指摘するのだが、この種のポリシーは往々に「絵に描いた餅」になりかねない。「仮作って魂入れず」とならぬためにも、組織上、どのように実践していくかが肝心であり、それを外部にはつきりと示すことが必要だ。しかしそれらを明記することで、実際に何か問題が生じ株主代表訴訟などを提訴された場合に、GTPを根拠に責任追及をされないかという懸念もある。

このような文章形式による他の企業としては、株三菱ケミカルホールディングス、KDDI株などがある。一方、網掛けの用語を項目として、内容をそれぞれ箇条書きで示している。

「税務コンプライアンスに対する取り組みとして、法令や社会的規範及び社内規則を遵守するという従業員に対する教育と啓蒙を通じ、コンプライアンスの維持・向上に努めます。」(網掛け筆者)

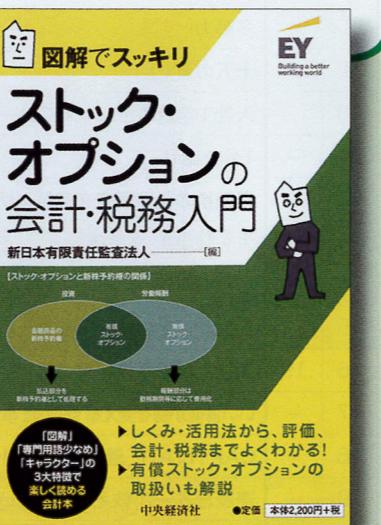
だ、ホームページの作りやビジュアルな印象を除けば、気づくことがある。おそらく税理士法人か弁護士事務所が作成した同じテンプレートを利用しているのだろう。挙げられた項目や文章中に散りばめられた用語は、ほぼ同じなのだ。

だがその一方で、コンプライアンスが高く、企業の社会的責任(CSR)を確実に果たしている企業に対しては、積極的に投資を行っている。うという社会的責任投資(SRI)の潮流は、東日本大震災以降、静かにがらも確実に広まっているのも事実だ。日本版SOX法、CSR、ガバナンス、スチュアードシップ・コードなど、次々に重い課題に対応してきた大企業だからこそ、抽象化しながらも確実に広まっているのも事実だ。

## 図解でスッキリ

## ストック・オプションの会計・税務入門

新日本有限責任監査法人【編】

A5判 168頁 2,200円+税  
中央経済社刊

山岸聰氏は、「図解でスッキリ」とテレビ型があるといわれている。前者の映画型は、初めから終わる。会計研究会終了後の懇親会では、酒を飲みながら赤ら顔で会計監査について話している。まるで湧き出る泉のように語られる姿が印象的である。

さて、専門書の構成には、映画型とテレビ型があるといわれている。前者の映画型は、途中から観てもストーリーがわかる。このテレビ型を本著は採っている。また、本著は、記者で飽きっぽい読者を想定して

いると思われる。本著を読んで難しいと感じたら、机の隅に置き去りにされてしまう。こんな危機感を抱きながら、山岸先生ならびその他の執筆者の創意・工夫が次のとおり滲み出てくる。

●「木を見て森を見す」の落とし穴

専門書の弊害として、専門用語の定義を厳格化し、誤解を招かないようになる。すると、厳格化に伴う弊害として、専門書としての全体像がみえなくなってしまう。この弊害を避けるために、本著は、冒頭でScene 1~5までを設けて「ストック・オプションの流れ」を解説している。まさに、「森を見る」。このことでストック・オプションの概要が把握できるようになる。

●「言語による理解力」の難しさ

各章末にCOLUMNが設けられた。この書評をお読みいただいた折

には、騙されたつもりで最寄りの本屋に赴き、手に取って覗いてみてはいかがですか。凄さに唸る!

一度、本著を手にしたら離せないと、思わぬところで痛い目に遭います」との苦言に聞こえてくる。

井藤 正俊(いとう・まさとし)  
信成国際税理士法人・アドバイザーリー  
元東京国税局 国際税務専門官(移転価格担当)

国税専門官として東京国税局に入局。  
国税庁、東京国税局にて、相互協議、調査、事前確認審査、訴訟、税制改正など、移転価格に関する事務に通算11年従事した経験を有する。

2017年6月、移転価格に特化した井藤正俊税理士事務所を開設。

こうした事実に鑑みれば、今後、BEPSSの決定事項の支持を表明しているGTPの公表が、イギリス同様、日本においても義務化されることは、十分あり得るといえるだろう。

正を促すことになる。

やがてGTPの公表が浸透していく企業に対し、何らかの問題点を抱えている企業との明確な推測が働くようになり、低ガバナンスの企業は、自ずとマーケットから排斥されていくことになる。このようにGTPの公表は、企業には、ガバナンスの取組みを促すとともに、投資家には、十分に意味のあるアナウンスメント効果をもたらすことになる。

\*

以上のように考えると、GTPの明確な公表が、日本において一気に義務化されて行くことも、大いにあり得るものと考えられるのである。

TPの公表は、企業には、ガバナンスの取組みを促すとともに、投資家には、十分に意味のあるアナウンスメント効果をもたらすことになる。

やがてGTPの公表が浸透していく企業に対し、何らかの問題点を抱えている企業との明確な推測が働くようになり、低ガバナンスの企業は、自ずとマーケットから排斥されていくことになる。

やがてGTPの公表が浸透していく企業に対し、何らかの問題点を抱えている企業との明確な推測が働くようになり、低ガバナンスの企業は、自

然のインセンティブは働かず、投資家などが、そうした企業がGTPを公表しない姿勢に懷疑心を抱くという事態が、今後起こり得るであろう。

つまり、他企業のGTPの公表が、低ガバナンス企業に対して牽制や是

びにして検討することが可能になるからだ。たとえば、親会社が何らかの対価を收受すべきところ、A国の子会社からは收受していないといった事実が歴然となり、税務当局から指摘され課税されるリスクが高まる。とりわけ、連結総収入金額が1,000億円以上でCbCRやマスター・ファイルの作成を行っている大企業は、本年9月までにスタートする各国税務当局間の情報交換により、そのリスクは増すことになる。ではこうしたリスクに、どう対処したらよいのだろうか。

## (2) 海外税務一元管理の必要性

本年1月から3月までの世界のM&A(合併買収)の総額が、過去最高だったとマスコミは報じた。また、日本企業による海外企業のM&Aが増加しているため、経済産業省は、本年3月、「我が国企業による海外M&A研究会」の報告書を公表している。

報告書では、「海外M&Aの実行においては国内および対象国のBEPSS対応状況に留意する必要がある。対応を怠った場合、追徴リスクを伴うほか、企業のレピュテーションリスク、顧客の消費者心理への悪影響等が生じることも想定される」と

ただその際、新たな部署の意義や行動規範を、組織全体で共有する必要がある。その役割を、GTPがまさに担い得るのだ。

## (3) 続いているBEPSSの取組み

多くの国々を巻き込んでのOECDによるBEPSSの取組みは、2015年の最終報告書が出たことで、実は終わったわけではない。図表2の15項目すべてを対象に多国間条約(通称)BEPSS防止措置実施条約(以下、香港を含む68の国または地域により署名され、本年より多国間条約として修正されながら実施されている。BEPSSの成果は、まさに緒に就いたばかりなのだ。

もともとBEPSSプロジェクトの15項目の行動計画は、G20(財務大臣・中央銀行総裁会議)の要請により策定された経緯がある。そのうち移転価格については、共通のドキュメンテーションの作成、情報の共有化などが実現した。

報告書では、「海外M&Aの実行においては国内および対象国のBEPSS対応状況に留意する必要がある。対応を怠った場合、追徴リスクを伴うほか、企業のレピュテーションリスク、顧客の消費者心理への悪影響等が生じることも想定される」と

本年1月から3月までの世界のM&A(合併買収)の総額が、過去最高だったとマスコミは報じた。また、日本企

業による海外企業のM&Aが増加しているため、経済産業省は、本年3月、「我が国企業による海外M&A研究会」の報告書を公表している。

報告書では、「海外M&Aの実行においては国内および対象国のBEPSS対応状況に留意する必要がある。対応を怠った場合、追徴リスクを伴うほか、企業のレピュテーションリスク、顧客の消費者心理への悪影響等が生じることも想定される」と

本年1月から3月までの世界のM&A(合併買収)の総額が、過去最高だったとマスコミは報じた。また、日本企

業による海外企業